

# 近世宮古の税制に関わる覚書

館長 砂川 玄正

はじめに

近世宮古の税制については、これまでの当博物館の紀要で「定額人頭配賦税制度下の年貢粟」「定額人頭配賦税制度下の年貢反布」「明治26年・定額人頭配賦税」や企画展資料として「宮古の織物」などを記し、税制の変遷、石高・税高の推移などを紹介してきた。この小論でも同様の内容をくり返すことになるが、今回は、税制変遷の概要を大まかに記述し、その内容に関わる基本的な史資料等を後学のため覚え書きとして纏めることにした。この分野に於ける学究の参考資料となれば幸いである。

## 1. 代懸(だいがけ・だいがかり)1611年～1636年

1611年、薩摩による宮古・八重山を含む琉球の検地(慶長検地)が終了した。その結果、宮古の石高は17,000石余に査定されていたようで、1628年に検地目録高に相違のあることが判明し、1629年には宮古の石高から6,040石余が減じられて、1611年の宮古の石高(前竿・慶長検地)11,288石余・年貢粟1,150石余と訂正された〔史資料1〕。その後、1635年には薩摩の御朱印不足による「寛永の盛増」が行われ、石高12,458石余・年貢粟3,367石余(内、粟納1,150石余、布代、2,216石余)と査定された〔史資料2〕。

1611年から1636年までの年貢については、時々、王府から役人が宮古に派遣されて土地の異動・開墾地・休耕地などを視察し、田畑の生産物を調査して、沖縄本島と同様に「代懸」を以てその年の年貢高を定めていた。代懸の「代」とは代押入(税率)のことで、従前の年貢高を石高で除し石高1石に対する税率を算出したものである。石高は、水田の場合は分米・畑の場合は分大豆(下大豆と麦)で以て石盛(地価)を定め、その石盛に田畑の畝反(面積)を乗じて石高を査定し、年貢は宮古では粟を以て上納した。この間、反布については王府からの注文購入の形がとられ、その反布料は反布の品質・反数に応じて、年貢粟から差引するシステムであった〔史資料3〕。その一例として、1625年に玉那覇親雲上が来島して田畑の生産物を調査した時、1石につき1斗8升5合8勺余の「代懸」を以て粟2,154石余を徴収、その中から御用分の反物を購入したとの記録がある。〔史資料4〕

これらの史資料から宮古の石高・年貢高・代の推移をまとめると下記のようなになる。

	宮古の石高	年貢高	代(税率)
1611年	11,288石余	粟1,150石余	0,1018余
1625年	11,592石余	粟2,154石余	0,1858余
1635年	12,458石余	粟3,367石余	0,2702余

※年貢高3,367石余=(粟納1,150石余、布代・粟2,216石余)

【史資料1】・・・(慶長検地目録高の訂正について)

『御当国御高並諸上納里積記』

「寛永六巳己年、御目録高減少被仰付候事。

慶長目録高之内相違之儀有之。右御目録可差登由寛永五戊辰依御下知以金武王子被差上申候二付、六千石六斗九升被召減少、久長御判之目録御改被下候。」

※1629年、御目録高の減少を仰せ付けられた事。

慶長目録高の内に相違があり、1628年に右の御目録を届けるよう指示があったので金武王子を上国させたところ、目録から6,006斗9升が減ぜられ、久長押印の目録を改めて下された。

「慶長目録高之内、六千石余召減候御算用目録之事。

高六千四拾石九斗貳升四合貳勺

右者宮古島高相違二付、此節先召除置候。後日御沙汰可有之由候。寛永五年五月十三日」

※慶長目録高の内、6,000石余を減じられた御算用目録の事。

石高6,040石9斗2升4合2勺

右は宮古島の石高に相違があったので、この節、召し除いておいた。後日、御沙汰があるであろうとの事。1628年5月13日。

「琉球国之内知行高目録写

宮古島 一、高壹万二千二百八拾八石壹斗貳升九合九勺

内、田方五百九拾七石三升九合二勺四才

畠方壹万六百九拾壹石九升六勺六才

家久御在判 』

※宮古島 1、石高11,288石1斗2升9合9勺

内訳、田方 597石0斗3升9合2勺4才

畠方10,691石0斗9升0合6勺6才

家久御在判

【史資料2】・・・(寛永の盛増について)

『御当国御高並諸上納里積記』

寛永の盛増(1635年)

「寛永拾二乙亥年、盛増高・上木高御取立御目録改被下候事。

御朱印高御不足之由にて盛増・上木高御取立、御登中御連名之御目録被召下候。

※1635年、盛増高・上木高、取立目録を改めて下された事。

御朱印不足の理由で、上国中役人連名の「盛増高・上木高」取立目録を召し下された。

#### 宮古島

- 一、高 壹万二千二百八拾八石壹斗升五合九勺 前竿(11, 288石1259)
- 一、高 八百三拾壹石三斗七升壹合七勺八才 盛増( 831石37178)
- 一、高 三百三拾九石二斗九升壹合壹勺九才 上木方( 339石29119)
- 合高 壹万貳千四百五拾八石七斗八升八合八勺七才(合計12458石7斗8升8合)

#### 「宮古島

寛永御目録表、上木高籠ル、高壹万貳千四百五拾八石七斗八升八合八勺七才」

- 一、納粟三千三百六拾七石五升八合七勺二才
- 一、内 貳千貳百拾六石六斗三升五合八才 布代籠ル

#### ※宮古島

寛永御目録表、上木高を含む、石高12, 458石7斗8升8合8勺7才

- 1, 納粟 3, 367石5升8合7勺2才
- 1, 内 2, 216石6斗3升5合8才は布代に含める。

【史資料3】・・・(石盛・石高・代押入・代懸、反布購入について)

#### 「沖縄県旧慣租税制度」

「慶長検地以来寛永十三年迄ハ時々藩庁ヨリ吏員ヲ渡航セシメ實際ニ就イテ土地ノ異動開墾ヲ視察シ、物成ヲ究メ本島地方ト同シク代懸ヲ以テ年々ノ納額ヲ定メタルモノナリ」

「石盛ハ、田ハ分米ヲ以テ、畑ハ分大豆ヲ以テシ」「元來、高及代押入ハ、田ハ米ヲ以テ、畑ハ麦及下大豆ヲ以テ算定シタルモノナリ」「故ニ税品モ米・麦・下大豆ヲ以テ徴収スヘキ筈ナルモ、(中略)實際ニ於テハ成換品ヲ以テ徴収スルモノアリ(中略)成換品ノ種類ハ凡ソ十一種アリ。粟 粟粉 黍 黍粉 白大豆 本大豆 小豆 白篇豆 菜種子 砂糖 真綿」

「旧藩税制ニ於テ適當ニ税率ト称スヘキ所謂代押入ナルモノハ、慶長検地ニ由リテ各村田畑ノ高ヲ定メ、此ノ高ヲ以テ以前ヨリ徴収シタル納額ヲ除シテ定メタルモノ」

「而シテ當時ニ於ケル反布ハ税品トシテ取立テタルモノニアラス。藩王ヨリ注文買入ヲ為スノ姿ト為シ、其品質及反數ニ応シ貢粟ト差引ヲ為サシメタルモノトス」

【史資料4】・・・(代懸、反布購入について)

#### 「御財制」

「天啓五乙丑年、故玉那覇親雲上罷渡物成究有之候時、納粟貳千百五拾四石五斗貳升貳才取

立有之。高壹石二壹斗八升五合八勺代。右之内より端物御用物は御買入之筋ニ被仰付置候。」

※1625年、故玉那覇親雲上が来島し生産物を調査した時、納粟2150石5斗2升2才を徴収した。石高1石につき1斗8升5合8勺の代懸である。右の内より反物・御用物はお購入するよう仰せ付けられている。

#### 『御当国御高並諸上納里積記』

『宮古嶋上納之儀、寛永二乙丑年、玉那覇親雲上渡海にて物成究之時、代懸を以納粟貳千百五拾四石五斗二升二才取立有之。右之内より反物御用物は御買入之筋ニ被仰付置候。』

※宮古島の上納の事。1625年、玉那覇親雲上が渡海して生産物を調査した時、代懸を以て納粟2,154石5斗2升2才を徴収した。右の内より反物・御用物はお購入するよう仰せ付けられている。

#### 2. 頭懸(ずがけ・ずがかり)1637年～1658年

1611年から1636年までは沖縄本島同様に代懸の税制であったが、1636年には宮古の人口調査が行われ、翌1637年から頭懸(ずがけ)の税制が施行された。石高・年貢高は、1635年査定 of 石高12,458石余・年貢高・粟3,367石余(粟納1,150石余、布代・粟2,216石余分)が適用された。「どのような方法で賦課したのか定かでないが、1637年から1659年までに4回の人口調査があり、その都度、宮古からの粟・反布の納額に増減があったことが記録に見えることから、1人につき何程の定率を定めて賦課したようだ」と『沖縄県旧慣租税制度』は記している。〔史資料5〕

年貢粟3,367石余の内、粟納は1,150石余。残り粟2,216石余分の反布は、1637年から1648年までは直上布(後に白上布)2411疋・本上布(後に白中布)116反・直下布(後に白下布)2218反・本下布(後に廃止)314反、総計5059反であったが、1649年には本下布を廃止し、その分白下布が増加されて白上布2411疋・白中布116反・白下布2471反、総計4998反となった。〔史資料6〕

#### 『史資料5』・・・(頭懸・石高・年貢高について)

##### 『沖縄県旧慣租税制度』

『然ルニ寛永十三年人口調査ヲ為シ翌十四年ヨリ人頭ニ賦課スルコトトナシタリ』『当時、如何ナル方法ニ依リテ賦課シタルヤハ今日記録ノ見ルヘキモノナシト雖トモ爾後万治二年ニ至ル迄、二十二年間、前後四回ノ人頭調査ヲナシ、其都度粟及反布ノ納額ニ増減ヲ来シタル趣キ記録ニ存スルアルヨリシテ、之ヲ察スルニ一人ニ付キ何程ノ定率を定メ賦課シタルモノノ如シ』

#### 『御財制』

「崇禎九丙子年、御当国始而人数改有之。其翌年より頭懸之配當有之。」

※1636年、初めて人口調査を実施した。その翌年から「頭懸(ずがけ)の配当」となった。

『御当国御高並諸上納里積記』

「寛永拾三年、御当国初めて人数改有之。其翌年頭懸之配當ニ被仰付置候」

※1636年、初めて人口調査を実施した。その翌年、「頭懸の配当」に仰せ付けられた。

『富川親方宮古島仕上世座例帳』

「崇禎九子年迄高分配ニ而代之上納、上布下布者御買入之筋物成究帳相見候処、翌丑年ヨリ頭掛被仰付置候事」

※1636年までは石高に代懸の上納で、上布・下布は購入していたと物成究帳に見えるが、翌1637年より頭掛を仰せ付けられた事。」

一、高	壹万千貳百八拾八石壹斗二升九合九勺	前竿
一、同	八百三拾壹石三斗七升 七勺七才	盛増
一、同	三百三拾九石貳斗九升壹合一勺九才	上木
合高	壹万貳千四百五拾八石七斗九升壹合八勺六才	
	内	
田方	九百八拾石參斗貳合三勺七才	上木箆
畠方	壹万千四百七拾八石四斗八升九合四勺九才	
	右之納	
一、粟	千百貳拾七石八斗六升六合三勺壹才	
一、同	貳拾貳石五斗五升七合三勺三才	口米
合	千百五拾石四斗二升三合六勺四才	

※石高	11, 288石1斗2升9合9勺	(慶長の検地)
盛増	831石3斗7升7勺7才	(寛永の盛増)
上木	339石2斗9升1合1勺9才	(上木高)
合計石高	12, 458石7斗9升1合8勺6才	
	内 訳	
田方	980石3斗2合3勺7才	(上木高を含む)
畠方	11, 478石4斗8升9合4勺9才	
	上の上納高	
粟	1, 127石8斗6升6合3勺1才	
粟	22石5斗5升7合3勺3才	(口米)

合計 1, 150石4斗2升3合6勺4才

【史資料6】・・・(粟2216石分の反布・反布名称変更について)

〔御財制〕

「宮古島上納		※宮古島の上納反布(1637年～1646年)
一、直上布 式千四百拾卷疋	1,	直上布(後・白上布) 2411疋
一、本上布 百拾六反	1,	本上布(後・白中布) 116反
一、直下布 式千貳百拾八反	1,	直下布(後・白下布) 2218反
一、本下布 三百拾四反	1,	本下布(後年・廃止) 314反

〔富川親方宮古島仕上世座例帳〕

「一、白上布 式千四百拾卷疋式丈壹尺七寸壹分貳厘

一、同中布 百拾六反式丈六尺四寸

一、同下布 式千四百七拾卷反九尺八寸八分

末年ヨリ本下布御召留白上布上納被仰付候付増引合ヲ以取立直ル。内、式百四拾貳反式丈五尺八寸八分、本下布三百拾四反壹丈九尺六寸六厘ヨリ成ル

内

三拾貳反五尋四尺二寸八分 大神島

式拾反七寸四分貳厘 水納島

※宮古の上納反布(1647年～明治16年)

※ 1, 白上布 2, 411疋(2丈1尺7寸1分2厘)

1, 白中布 116反(2丈6尺4寸)

1, 白下布 2, 471反(9尺8寸8分)

1647年より本下布は召し留め、白上(下?)布上納を仰せ付けられたので、その差引を行って取り立てている。内、242反(2丈5尺8寸8分)は本下布314反(1丈9尺6寸6厘)に相当する。

内

白下布・32反(5尋4尺2寸8分)は大神島の負担分、

白下布・20反(7寸4分2厘)は水納島の負担である。

〔諸御用布名定之事〕

直上布之事

本上布之事

直下布之事

一、白上布

一、白中布

一、白下布

右者前々肩書之通唱来候処、直之字唱候儀召留候付、本行之通名替被仰付下候事。」

※ 直上布は白上布・本上布は白中布・直下布は白下布。

右は以前は肩書きの通り唱えて来たが、直の字を唱えることを止めて、本行の通り名称

の変更を仰せ付け下された事。

### 3. 定額人頭配賦税制 1659年から1902年(明治35)

1659年、1637年から施行された頭懸の制に代って定額人頭配賦税制が施行された。この税制度は、宮古から王府に納める年貢粟・年貢反布を正人(15才～50才の男女)人口の増減に構わず「定額」とし、基本的に年貢粟は正人男・年貢反布は正人女に規定の配賦率を以て賦課する税制である〔史資料7〕。

即ち、年貢粟の場合は畑の収穫高に応じて村位を上村・中村・下村に分け、年貢反布の場合は唐苧敷地の良否により上村・中村とし、各村の正人男女の人位を上人・中人・下人・下々人の4ランクに位付けして、村位と人位の組合せにより、年貢粟の場合は上村上人を14部、上村中人・中村上人を12部、上村下人・中村中人・下村上人を10部、中村下人・下村中人を8部、下村下人を6部、各村の下々人を4部とし、年貢反布の場合は上村上人を12部、上村中人・中村上人を10部、上村下人・中村中人を8部、中村下人を6部、各村下々人を4部とし、定額年貢高(粟・反布)に対する賦課率を2部違いの率で配賦した。人位の位付けについては、以前は各村役人の見立てで行われていたが、1710年・1711年になって、上人は21才～40才、中人は41才～45才、下人は46才～50才、下々人は15才～20才の年令制となった〔史資料8〕。

畑の持ち高については、士族・農民とも男は正人(15才)になると村に近い原野を開墾して、基本的に下々人は6、5反、上人・中人は13反以上の畑所有を義務づけ、更に、下々人の場合は6、5反の畑の内、2、5反に粟・2、5反に麦・1反に芋・0、4反に胡麻、上人・中人の場合は13反の畑の内、5反に粟・5反に麦・1、5反に芋・1、5反に木綿花、を冬から春にかけて栽培させ、夏から秋にかけては豆類(大豆・下大豆・小豆・落地豆・いんろう豆等)・黍・芋・果菜類を栽培させて、その収穫した粟や穀物で年貢を納めさせた〔史資料9〕。

年貢反布に必要な糸原料の苧麻や木綿花及び染料の唐藍などは、各家・各村番所の余地を利用して管理栽培が行われた。苧麻は各家で10坪、唐藍は6坪、島藍は正女のいる家は12坪・正女のいない家は6坪、木綿花は畑1、5坪に胡麻・菜種子と栽培。更に村番所の敷地の余地をも利用して苧麻や唐藍などの共同栽培が行われた〔史資料10〕。

年貢反布の織製に当たっては、各村で「製糸の分野」「藍染の分野」「織製の分野」の分業制を取り、村の正女の3分の2は「製糸の分野」に当て、残り3分の1を「織製の分野」に当てて、「藍染の分野」には村の紺屋を担当させた。機織期間は8月から翌年1月までの180日間、織り終わると村番所に保管しておき、3月1日から4月15日までに蔵元に納入した。〔後述〕

また、王府への「定額年貢高=3,367石余(粟納1,150石余・反布納=粟2,216石余分)を確実に徴収する手段として基本的に「五人組」制が設けられ、組員が協力して農作業を行うことを義務づけた上、仮に組員の中から年貢の未納者が出た場合はその者の家族・親戚・その組員が責任を以て弁済し、組員全てが上納できない場合はその村が弁済、村そのものが上納できない場合は宮古全体で弁済する連帯責任のシステムが取られた。

因みに宮古全体で弁済する例として、1771年の明和の津波の際に多大な被害を受けた多良間島の年貢粟を宮古全体で負担した例、1852年の子年飢饉の際に平良5か村の年貢反布を宮古諸村で負担した例などが上げられる〔史資料11〕。

【史資料7】・・・(定額人頭配賦税制について)

〔御財制〕

「崇禎九丙子年、御當国始而人数改有之、其翌年より頭懸之配當有之、其以来四ヶ度ツ々改迄ハ、人数ニ隨穀物反物共多少(變動)有之候処、順治十六己亥年、故喜屋武親方渡海ニ而物成究之時、粟反物量数相究、人数之増減無構定納被申上付置候」

※1636年、琉球国で初めての人口調査があり、その翌年(1637年)から頭懸制となった。以来、4回の人口調査があり、その都度、人口に従って穀物・反物(年貢高)に変動があったが、1659年、故喜屋武親方が来島し生産物の調査を行った時、人口の増減に関わらず、宮古から王府に納める年貢高を定額にする旨、仰せ付けられた。

〔御當国御高並諸上納里積記〕

「寛永拾參丙子年、御當国始めて人数改有之。其翌年頭懸之配當ニ被仰付置候。其以来四ヶ度之改迄ハ人数ニ応し穀物反物多少有之候処、万治貳己亥年、喜屋武親方渡海ニ而物成究之時、穀物反物雜物共人数増減無構量数御定。」

※1636年、琉球国で初めての人口調査が行われ、その翌年(1637年)から頭懸の配當を仰せ付けられた。それ以来、4回の人口調査までは人口に応じて穀物・反物の年貢高に変動があったが、1659年、喜屋武親方が来島して生作物を調査した時、穀物・反物・雜物ともその数量(宮古から王府への年貢高)を定額とした。

〔沖縄県旧慣租税制度〕

〔両先島人頭配賦税 宮古島〕

万治二(1659年)、藩庁ハ更ニ吏員ヲ派シ其ノ前年ノ納額ヲ標準トシ、爾後、年々ノ納額ヲ粟參千參百六拾七石(口米ヲ含ム)ト定メ、其内、千百五拾石及之ニ對スル斗立及蔵役人心付、并ニ総高二對スル重出米を粟納トシ、残り貳千貳百壹拾六石ヲ反布ニ換へ、白上布貳千四百拾壹疋(丈以下ヲ切捨)、白中布百拾六反、白下布貳千四百七拾壹反ヲ以年々ノ納額ト定メタリ。(中略)乃チ、今日ノ定額人頭配賦税ノ基礎是ニ成レリ。當時、何故ニ斯クノ定額ニ改メタルヤニ付テハ、或ハ藩庁年々ノ收入ニ異動ナカラシメンカ為ナリト云フモノアリ。或ハ移住ヲ禁センカ為ナリト云フモノアリト雖トモ要スルニ皆憶測ニシテ今日ニ於テ抛ルヘキ旧記ノ存在スルモノナキカ故ニ明白ナラス。」

【史資料8】・・・(年貢の賦課方法・配賦率について)

〔御財制〕

〔上納方頭懸之いたし様、村々地方上下ニ隨右ニ上中下を付、又、布ハ唐苧敷之上中を究布



二上中を付、又、男女之上中下下々四段差分、右上之村男女拾四部位・中之村拾貳部・下之村拾部頭二而、下男女迄ハ貳部引二而、下(々)之男女ハ四部二定置候。布之村上男女拾貳部頭ニして右之格順候。右之通ニ取立上納高配分有之候。』

※上納方、頭懸の仕方は、各村の土地の良否に従い村に上中下を付け、又、布の場合は唐苧敷地の良否を調べて上中を付け、又、男女を上・中・下・下々の4段に分けて、上村の男女は14部位・中の村は12部位・下の村10部位を頭に下男女までは2部引きにして、下々の男女は4部位に定めた。布の場合は上男女を12部を頭にして右の格に準じている。右の通り徴収する上納高の配分を定めてある。

『御当国御高並諸上納里積記』

「頭懸之致様ハ、村々地方上中下ニ応し穀二上中下を付、又布ハ唐苧敷之上中を究て布二上中を付、又男女之上中下下々四段ニ差分ケ、石上村之上男女拾四部位、中之村拾二部位、下之村十部頭ニ下男女まで二部引ニて、下々男女ハ四部ニ定メ、布上之村上男女拾二部頭ニ右之格ニ順し候。右之通取立上納配分有之候。』

※頭懸の仕方は、各村の土地の良否に応じて、穀物の場合は村に上中下をつけ、又、布の場合は唐苧敷地の良否を調べて上中を付け、又、男女を上・中・下・下々の四段に分けて上村の上男女は14部位・中村の上男女は12部位・下村の男女は10部を頭に下男女まで2部引きにして下々男女は4部に定め、布の場合は上村男女を12部を頭にして右の格に準じている。右の通り徴収する上納高の配分を定めてある。

『御財制』

「両嶋共康熙四拾九庚寅年より穀物男ニ相懸、直上布は女に賦付、本上布・本下布・直下布ハ有来通男女共押入支配有之候。前々男女上中下見立を以相究候處、康熙四拾九庚寅年より里歳分を以被定置候。』

※宮古・八重山両島とも1710年から穀物は男に賦課し直上布は女に賦課、本上布・本下布・直下布は従来通り男女ともに賦課した。以前は男女の上・中・下の位付けは見立てを以て行っていたが、1710年より年令を以て定められた。

『御当国御高並諸上納里積記』

「頭数取立様ハ、札改切を以男女とも拾五歳より五拾歳迄、病者片輪無構取立、上中下下々四段ニ差分ケ、男ハ穀物女ハ白上布相懸、此外白中布白下布ハ男女ともニ相懸上納有之候。然ハ位付之儀、以前ハ見立を以爲相究由候處、正徳元辛卯歳より下々位ハ拾五歳より貳拾歳まで、上位は貳拾一歳より四拾歳迄、中位ハ四拾一歳より四十五歳迄、下位は四拾六歳より五拾歳迄、四段ニ歳分ケを以被定置由候。』

※人々からの徴収方法は、札改札を以て男女とも15才から50才まで、病者・片輪とも構わず徴収し、上・中・下・下々の4段に分けて、男には穀物・女には白上布を賦課し、この他、白中布・白下布は男女ともに賦課し上納させた。位付については以前は見立てで以て決めていたが、1711年より、下々位は15才から20才まで、上位は21才から40才まで、中位は41才から45才まで、下位は46才から50才まで、4段に年分けを以てする年令制に定められた。

『富川親方宮古島仕上世座例帳』

「右上納粟布頭掛二而、札御改切ヲ以、惣頭拾五歳ヨリ五拾歳迄病者片輪無構上中下下々四段二取立、男穀女者白上布相掛、此外白中布白下布男女共二相掛候事。附、下々位者拾五歳ヨリ式拾歳迄、上位者式拾壹歳より四拾歳迄、中位者四拾壹歳ヨリ四拾五歳迄、下位者四拾六歳ヨリ五拾歳迄、四段二取立候様、康熙五拾年被仰定置候也。」

※右の上納粟・反布は頭掛制で、札の改札を以て、惣頭(正人)15才から50才まで病者・片輪に構わず上・中・下・下々の4段に位分けをして徴収し、男には穀物・女には白上布を賦課した。この他、白中布・白下布は男女ともに賦課した。附、下々位は15才から20才まで、上位は21才から40才まで、中位は41才から45才まで、下位は46才から50才まで、4段に分けて徴収する様、1711年には年令制に定められた。

【史資料9】・・・(畑の持ち高と農作物の栽培について)

『富川親方宮古島農務規模帳』

「一、系持百姓中所持の畠委細取メ不申は持過ぎ持不足札方、其外下知方難致候間、面々所持の畠現坪つつ取メ帳面相記し置、持ち不足の者は持過の方より配分し又は近辺の野地見合い村向明渡一統不及難儀程能取計、左候て每物成上納人の多少に応じ無親疎可致配地事。附 壹人持前是迄の坪高にては一統に配当難成所も有之、跡々之通壹人持前分量腰書之通申付候なり。」

※1、系持(士族)・百姓たちの所持している畠を詳細にまとめないと持ち過ぎ・持ち不足の糺し方、その他、下知方も難しくなるので、面々の所持する畠の現坪数を取締帳に記して置き、持ち不足の者は持ち過ぎの者から配分し、又は近辺の原野を村で開墾し譲渡して、全員が難儀に及ばないように程良く取り計らい、その上で農作物や上納人の多少に応じて平等に配地すべきこと。附、一人の持ち分はこれまでの坪高では全員に配当しがたい所もあるので、以前の通り一人持ち分の分量(面積)を腰書の通り申し付けるものである。

「一、畠式花屋せる壹メ、上中男壹人分 ※上人・中人1人分の所有畑

$$\text{※ } 2 \times 300 \text{ 坪} \times 6 + 300 \text{ 坪} = 3900 \text{ 坪} = 13 \text{ 反}$$

内		(13反)
屋せる五メ	粟地	※300坪×5=1500坪・・・粟作地 5反
屋せる五メ	麦地	300坪×5=1500坪・・・麦作地 5反

屋せる壺片 芋地 300坪+150坪=450坪…芋作地1,5反  
 屋せる壺片 木綿花地 300坪…木綿花地 1反  
 片 胡麻地 150坪…胡麻作地0,5反

一、屋せるは畠坪数の単位で300坪をいう。

一、壺花は屋せる六個の面積である。

一、片は屋せるの半分(カタモチと訓す)」

「一、畠壺花片、下々之男壺人分 ※下々人1人分の所有畑

※300坪×6+150坪=1950坪=6,5反

内

内

屋せる二片 粟地 ※300坪×2+150坪=750坪…粟作地2,5反

屋せる二片 麦地 300坪×2+150坪=750坪…麦作地2,5反

六十する 芋地 300坪×0,6=180坪…芋作地0,6反

四十する 木綿花地 300坪×0,4=120坪…木綿花地0,4反

四十する 胡麻地 300坪×0,4=120坪…胡麻作地0,4反

※100するが屋せる一に相当する。」

【史資料10】…(芋麻・唐藍・島藍の管理栽培について)

『富川親方宮古島諸村公事帳』

「諸村番所囲之儀、余地広有之候間、囲石垣ヨリ内表三方ハ檜木之福木屋ラ部之間二尺間ニシテ五本並植付、残余地ハ左之敷地差分、真芋唐藍模合作、又ハ村中植付用檜木棕欄杯苗代并村用之野菜等作方致サセ(後略)」

※諸村番所の囲いの内には余地が広くあるので、石垣囲いの内側三方には檜木・福木・ヤラブ等を2尺間隔で5本並べて植え、残りの余地は敷地を分けて共同で真芋や唐藍を作り、又は村中に植付用の檜木・棕欄などの苗代、並び村用の野菜等を作らせ(後略)」

『富川親方宮古島農務規模帳』

「真芋之儀壺家内ニ拾坪唐藍六坪宛為植付候処(後略)。附、島藍之儀、此節吟味通正女壺人ニ付拾式坪宛、正女不罷居方者六坪宛為植付手入製法傍入念候様可致差引候也。」

※(富川親方八重山島農務帳より補足)

※真芋は1家内で10坪、唐藍は6坪づつ植え付けてきたが(後略)。附、島藍についてはこの節の吟味の通り、正女1人に付き12坪、正女のいない家は6坪づつ植え付け、手入れ・製法には念を入れる様、考慮すべき事。

『富川親方宮古島規模帳』

「真芋并藍之儀、御用布調方并島用肝要成モノ候間、村々家内々々被定置坪高外ニモ成丈作立サセ、農務帳ノ通一稜入念、島産ヲ以御用布調方并島用等無支相違候様、精々可加下知

事」

※真苧並びに藍は、御用布の調方や島用の布織りに重要なものであるから、各村・各家でも規定の坪高の他にも成るだけ栽培させ、農務帳の通り一稜の念を入れ、島産の真苧や藍でもって御用布調方並び島用などに支障がないよう、精々、下知を加えること。

【史資料11】・・・(五人組・連帯責任制について)

『富川親方宮古島農務規模帳』

「百姓中五人与相立、面々名付の木札相調、村出口に番屋作調、毎朝暖役人耕作筆者は右番屋へ罷出、百姓出次第相役名付の木札相渡し原え追出し、遅出者は差引の上尻五回鞭打ち、每晚原戻の砌も□前の通、右木札を以て致糺方、農事の働中無間違可相属事。」

※百姓同士で五人組を組み各々の名付の木札を調べ、村の出口に番屋を設けて、毎朝、担当役人・耕作筆者は番屋に出勤し、百姓が来次第、名付の木札を渡して畑へ追い出し、遅刻者は理由を聞いた上で尻を5回鞭打ちし、每晚、畑から戻る時も同様に右の木札を確認して、農作業の最中には必ず組に属すべき事。

「百姓与合を以て耕作の働申付候。付いては与合の者共常に睦敷取合相楽み農事請合、各助力を以て相励べく候。上納方及不納候者有之に於ては、其与中にて弁申渡候故、若致大形候はば厄害相成与合相立候程無之候間、万事致談合引立相働させ候様、随分下知可致候事。」

※百姓には組合を以て耕作の働きを申し付けてある。組合の者共、常に睦まじく付き合い共に楽しんで農作業を請け合い、各々、助け合って農作業に励むべきこと。上納で未納する者が出た場合は、その組員に弁済を申し渡すので、仮に怠業すると厄害となり組合をつくった意味がなくなる。全て談合して引き立て働かせるよう充分に下知すべきこと。

『思明氏家譜・明和の津波に関する御問合書』

「右次第二付而、彼嶋(多良間)定納米所遣穀(略)並飢米(略)都合千百八拾壺石余、大地中割符を以差出不申ハ不罷成候処、宮古嶋二茂島方太分相損村々も有之、過分之穀高出米申付候而ハ百姓等極々可及困窮二由諸役々申出候得共、此節之儀格別二候間、随分出精相働候様申渡置候。」

※「右の様な状態なので、多良間島の定納米・所遣穀・飢米、総計1181石余を宮古島中に割り付けて上納させなければならない。宮古島にも島に大分被害を受けた村々もあり過分の穀高の出米を申し付けては百姓等が極めて困窮に及ぶと、諸役人から申し出があるけれども、今回は格別なことなので、随分精を出して働くよう申し渡して置いた。」

※(1771年の明和の津波で多良間島は多大な被害を受け、食料難に陥って年貢上納もで

きないため、多良間島負担の年貢を宮古島中の人々に割付け上納を指示した。村そのものが上納できない場合は宮古全体で弁済する連帯責任制の1つの事例・税の個人負担高が増える1つの事例である。)

『宮古島近古文書・子年の飢饉に関する蔵元文書写』

「白上布同中布下布之儀、(略)平良五ヶ村不便ノ者共ハ飢營ニ付而ハ右手当ノ真苧並かせ杯も売出、且餓死人も出来、右持前ノ分者出所無之候付、何連も段々吟味ノ上、諸村配分を以調方申渡、猶精々加下知相働申候(略)」

※「白上布・白中布・白下布の儀、(略)平良五ヶ村の困窮した者共は、配当した真苧・かせ糸も売り払い、且つ、餓死人もでて、右の負担分の出所もないので、吟味の上、諸村に配分して調え方を申し渡し、下知を加えて働かせている。」

※(その村で年貢反布が上納できない場合、宮古全体で負担する連帯責任の1つの事例・税の個人負担が増える1つの事例である。)

1659年以降、毎年の年貢高は粟3,367石の定額となった。その内、年貢粟は1,150石・年貢反布は総計4,998反である。その後、1711年には「二度夫」と称する労役で、フクイ籬・アダンバ籬・ツノマタなどの雑物を調達することになったが、1729年にはこれを「夫賃粟」に代え、1737年には1人に付き粟8合4勺余(8合4勺×2度×12ヶ月=約2斗余)を徴収、内、定額「839石」を王府へ上納、「458石」は凶年に備えて村の「貯穀」とし、残余の粟は「公費」に組み入れた〔史資料12〕。

1727年、薩摩による「享保の盛増」が行われ、宮古の石高も12,917石余(前年11,288石余+寛永盛増831石余+上木方339石余+享保盛増458石余)の増加を見たが、王府は石高増に伴う本租税は変更せず、附加税を課して対処した。宮古では1749年から五出米(御賦米・荒欠地米・新盛増出米・牛馬出米・在番出米)と称する附加税「定額粟514石」が徴収されたが、1874年には「牛馬出米・在番出米」が免除され、「御賦米・荒欠地米・新盛増出米」は「重出米(粟)」と称されて定額「466石」の徴収となった。即ち、1874年以降の石高は12,915石余、年貢高は粟4,599石(本租・口粟3,367石余+重出米466石余+斗立蔵役人心付766石余)となった。〔史資料13〕

年貢高・粟4,599石の内、粟納は1,939石(本租・口粟1,150石+重出米466石+斗立蔵役人心付323石)、残り2,659石(本租・口粟2,216石+斗立及蔵役人心付443石)分は、白上布2,411疋・白中布116反・白下布2,471反、総計4,998反の反布納である。この定額粟納1,939石は明治35年まで続き、定額反布納は明治17年に白上布750疋・白中布55反・白下布294反・20升紺細上布100反・18升紺細上布30反・17升紺細上布1001反・白細上布182反・白縮布10反・白木綿布168反、総計2630反に成換されて模様・反数とも一定となり、白上布は士族正女、白中布・白下布は士族正男女、紺細上布・白細上布は平民正女、白縮

布・白木綿布は平民正男女に賦課されて、明治17年から明治35年までこの上納システムが取られた。〔史資料14〕

【史資料12】・・・(二度夫・夫賃米について)

〔御財制〕

「一、婦久為筵百五枚

一、阿たん葉筵百壹枚

一、角俣五百式拾四斤百四拾八匁五分式リ

(前略)康熙四拾九庚寅與武親雲上相志らへ申上之通被仰付置候新規模帳二ハ式度夫二而相調候筋二被定置于今其通二而御座候。〕

※ 1, フクイ筵 150枚

1, アダンバ筵 101枚

1, ツノマタ 524斤14匁5分2リ

(前略)1710年, 與武親雲上の調査報告に基づく新規模帳には二度夫で調達することが定められており、今もその通り行っている。

〔御当国御高並諸上納里積記〕

〔両先嶋夫賃米之事

両先嶋共、以前ハ現夫御遣為有之由候処、享保十四己酉年、宮古嶋御遣夫九万九千三百六拾人取立、一人二付八合二勺九才ツツ被召定、賃米八百式拾四石五合七勺五才ツツ取納有之。享保拾九甲寅年、一人二付八合四勺四才五分九リ八毛ニシニ被召成、以後百姓致繁栄候共無御構、此通二被仰定置由候。尤一人例ハ相替リ候得共、夫高ハ不相替候。

此夫賃米之内、御用物調夫ハ所中江被相渡雜物御取納有之候。本文之通例相直リ候二付て、両先嶋此員数二成ル。宮古嶋八百三拾九石壹斗九升七勺七才〕

※両先島の夫賃米の事

両先島とも、以前は現夫遣いを行っていたが、1716年、宮古島の御遣夫99360人(4140人×2回×12ヶ月)を取り立て、1人に付き8合2勺9才と定めて、夫賃米824石5合7勺5才を徴収した。1734年には1人に付き8合4勺4才5分9リ8毛2シとなし、以後、百姓が増加しても関わりなく、この通りの定額とした。尤も1人の負担高は変わるけれども、夫賃総高は定額である。この夫賃米の内から、御用物の調達料は御所帯方に渡し雑物を調達している。本文の通りの慣例で、両先島はこの員数となる。宮古島839石1斗9升7勺7才。

〔富川親方宮古島仕上世座例帳〕

〔夫賃米之事

一、粟八百三拾九石壹斗九升貳合七勺七才 届運賃籠ル 康熙六拾丑札改本

御遣夫九万九千三百六拾人分

但、壹人二付八合四勺四才五分九リ八毛弍シ」

右之内

四拾七石五斗二升

但、御所帯方御用物調夫賃

七百九拾壹石六斗七升弍合七勺七才 現上納

但、夫賃米之儀、雍正七酉年夫壹人二付八合弍勺九才余者上納被仰付置候處、同十二寅年ヨリ右員数被仰付置、以後、百姓致繁栄候共無御構永々右高定候。尤惣様現穀之筋二而者依年納方差支候事モ可有候間、納高半分者大豆木綿花同布菜種子胡麻二而モ百姓勝手次第上納被仰付、且又御用物調料之儀者御所帯方差引被仰付、毎年御用並時々申越候品物都而右石高二而相調、自然御用物多候而調不足仕候節者所遣夫買入、御所帯御物米ヨリ払出、尤御用物少而残米有之節、仕上世座上納仕候也。

※夫賃米の事

1、粟839石1斗9升2合7勺7才

御遣夫99360人分

但し、1人に付き8合4勺4才5分9リ8毛2シ

右の内

47石5斗2升

但し、御所帯方の御用物調料

791石6斗7升2合7勺7才 現上納

但し、夫賃米は、1729年に1人に付き8合2勺9才の上納を仰せ付けられ、1734年から右の員数を仰せ付けられた。以後、百姓が増加しても関わりなくずっと右の石高を定めてある。尤も全てを穀物で納めるのは年により支障が出ることもあるので、上納高の半分は大豆・木綿花・木綿布・菜種子・胡麻などで以て、百姓の勝手次第、上納を仰せ付けられている。且又、御用物調料は御所帯方で計算し、毎年の御用物並び時々注文する品物は全て右の石高で調達し、自然、御用物が多く調え料が不足した時は、所遣夫を買い入れて御所帯米の内から支払い、御用物が少なくて残米が出た場合には、仕上世座へ上納を行っている。

一、粟四百五拾八石三斗二升七合弍勺三才

右夫賃米千弍百五拾石之内年々貯置凶年之補仕候様二ト、雍正拾弍寅年御手形表村々割符を以て貯方申渡候事。

※1、粟 458石3斗2升7合2勺3才

右、夫賃米1250石の内、(458石3斗2升7合2勺3才を)毎年貯蓄して置き、凶年の補助にする様、1734年の御手形表で村々に割り付けて貯穀方を申し渡した事。

【史資料13】・・・(享保の盛増・五出米・重出米について)

『御当国御高並諸上納里積記』

享保の盛増(1727年)

「享保七壬寅年、御国元就大御支配当地江も御検地被差渡由被仰下候付、翌年年延之御訴訟被仰上候処、年数被差延候ては御支配之御支ニ相成由ニテ、御検使ハ御免被成、寛永盛増之半分増高被仰付、同拾二丁未年御目録被下候。」

※1722年、薩摩の大検地を実施するにあたり琉球へも検地役人を派遣する旨、仰せ下されたので、翌年、延期を訴えた処、年数を延期しては検地の支障になるとの理由で、検地は御免となり、「寛永盛増」半分の増高を仰せ付けられて、1727年に目録を下された。

「享保拾二丁未年、御国元就大支配増立被仰下候事。

享保拾二丁未年、盛増高御取立御目録被下候事。

右段々之御訴訟事相済、種子嶋弾正殿御目録被下候。

※1727年、薩摩の大検地に付き、石高増加分仰せ下された事。

1727年、盛増高の取立目録を下された事。

右、数々のご訴訟事も済んで、種子嶋弾正殿から目録を下された。

「宮古嶋

一、高 壹万貳千九百拾七石八升三合七勺七才  
内

壹万千二百八拾八石壹斗二升五合九勺	前竿
八百三拾壹石三斗七升壹合七勺八才	盛増
三百三拾九石二斗九升壹合壹勺九才	上木方
四百五拾八石七斗九升四合九勺	享保盛増

※1, 石高 12, 917石8升3合7勺7才  
内訳

11, 288石1斗2升5合9勺	前竿(慶長検地)
831石3斗7升1合7勺8才	寛永盛増
339石2斗9升1合1勺9才	上木方
458石7斗9升4合9勺	享保盛増

「宮古島

納粟三千三百六拾七石五升八合七勺二才  
但、布代籠ル



五出米五百拾四石九升八合二勺

但、荒欠地・御賦・新盛増・在番・牛馬五出米  
ノ粟三千八百八拾壹石壹斗五升六合九勺二才」

※ 宮古島

納粟 3, 367石5升8合7勺2才

但、布代を含む

五出米 514石9升8合2勺

但、荒欠地・御賦・新盛増・在番・牛馬の五出米

合計 粟 3, 881石1斗5升6合9勺2才

『富川親方宮古島仕上世座例帳』

〔重出米之事

一、粟四百六拾六石貳斗八升壹合御所帶方

但、御賦米百八拾六石貳斗五升八合九勺四才(中略)、荒欠地出米貳百拾壹石壹斗四升三合五勺七才(中略)、新盛増出米五拾八石八斗五合五勺(中略)、右三株之名目相改重出米ト唱、高壹石二付三升七合四勺二才例ニ召成候様。

外

一、牛馬口米三拾九石五斗三升壹合貳勺(後略)

一、諸浦諸島在番出米八石四斗八升三合六勺五才(後略)

但 貳行御免

右貢米代銀上納相成、御余計米出来候付、当年ヨリ本行但書之外書之通被仰付候旨、同治十三年甲戌五月被仰渡候事。」

※重出米の事

1, 粟466石2斗8合1才・御所帶方へ

但し、御賦米186石2斗5升8合9勺4才(中略)、荒欠地出米221石1斗4升3合5勺7才(中略)、新盛増出米58石8斗5合5勺(中略)、右三株の名称を改めて重出米と称し、石高1石に付き3升7合4勺2才の例にする様に。

外

1, 牛馬出米39石5斗3升1合2勺(後略)

1, 諸浦諸島在番出米8石4斗8升3合6勺5才(後略)

但し、2行は免除

右の貢米は代銀上納となり、余計な米が出たので、今年から但書・外書の通り仰せ付けられる旨、1874年5月に仰せ渡された事。

【史資料14】・・・(明治17年以降の年貢粟・年貢反布について)

【沖縄県旧慣租税制度】

「寛延二年(1749年)ニ編成シタル規模帳ニ拠リテ之ヲ見ルニ宮古島ヨリ本租トシテ納ムルヘキ粟ハ寛永十二年(1635年)目録ノ一ニ、四五八石ノ高二対シ三、三〇一石起ナリ。而シテ之ニ付随シテ徴収スヘキモノミアリ。(一)六六石・口粟(二)四六六石・重出米(三)七六六石・斗立及蔵役人心付、合計四、五九九石ナリ。然ルニ藩庁ノ都合ニ由リ、右起シ中一、一二七石、之ニ対スル口粟二二石、斗立及蔵役人心付四六六石、合計一、九三九石ハ粟ヲ以テ納メシムルコトトシ、残額、起二、一七三石、之ニ対スル口粟四三石、斗立及蔵役人心付四四三石、合計二二、六五九石ハ反布ニ換へ、(一)白上布二、四一一疋(二)白中布一一六反(三)白下布二、四七一反ヲ以テ納ムル事トナシタリ。而シテ旧藩中ハ藩王ニ於テ入用ナル細上布縮布等ヲ以テ一定ノ換算率ニヨリ年々前掲白上中下布ノ幾分ニ換ヘテ徴収セリ。而シテ明治十七年以來白上中下布ノ定額中(中略)ヲ以テ換納セシムルコトニ一定シタリ。故ニ今日ニ於ケル毎年ノ納額及税品ノ種類ハ左ノ如キモノトナレリ。

(一)粟 一、九三九石

- (二)白上布 七五〇匹 長・拾壹尋、 幅・壹尺七寸
- (三)白中布 五五反 長・七尋半、 幅・壹尺四寸
- (四)白下布 二九四反 長・七尋、 幅・壹尺參寸
- (五)式拾柵紺細上布 一〇〇反 長・七尋、 幅・壹尺參寸五分
- (六)拾八柵 同 三〇反 長・七尋、 幅・壹尺參寸
- (七)拾七柵 同 一、〇〇一反 長・幅 前同断
- (八)白細上布 一八二反 長・幅 前同断
- (九)白縮布 一〇反 長・七尋壹尺、幅・壹尺六寸
- (十)白木綿布 一六八反 長・七尋半、七尋、幅壹尺參寸

壹 尋 八 曲 尺 五 尺 ナ リ

右ノ内粟ヲ以テ納ムルヘキ現穀ハ十五年以來人民ノ情願ニ依リ代金納ヲ許セリ。但シ實際ニ願出タルコトハ稀ナリ。」

※(1)粟 1, 939石

- (2)白上布 750疋(長16, 7m・幅52cm) 士族の正女負担
- (3)白中布 55反(長11, 4m・幅39, 4cm) 士族の正男女負担
- (4)白下布 294反(長10, 6m・幅39, 4cm) 同
- (5)20升紺細上布 100反(長10, 6m・幅41cm) 平民の正女負担
- (6)18升紺細上布 30反(長10, 6m・幅39, 4cm) 同
- (7)17升紺細上布 1001反(長10, 6m・幅39, 4cm) 同
- (8)白細上布 182反(長10, 6m・幅39, 4cm) 同
- (9)白縮布 10反(長10, 8m・幅39, 4cm) 平民正男女負担
- (10)白木綿布 168反(長10, 6m・幅39, 4cm) 同  
(長11, 4m・幅39, 4cm) 同

※総計 2630反

明治17年以降、これら年貢粟・年貢反布の徴税については、沖縄県庁(県令・知事)から宮古島役所へ下記の通り徴税切符発行の訓令が出され、宮古島役所はこれを宮古蔵元へ通達した。

宮古島納額様式

〔沖縄県訓令第 号

宮古島役所

其所轄 年分地租納額別紙ノ通徴税切符発布

スベシ 明治 年 月 日

知 事〕

明治 年分地租納額

宮古島

畑 租		※	年貢粟
一、粟	千九百参拾九石九斗五升五合	現石納	1, 粟 1939石9斗5升5合
	地租夫賃		夫 賃
一、粟	七百五拾五石四斗五升	現石納	1, 粟 755石4斗5升
一、胡麻	拾壺石六斗五升七合	同	1, 胡麻 11石6斗5升7合
一、白木綿布	百参拾五反	現品納	1, 白木綿布 135反
一、木綿花	百四拾五斤	同	1, 木綿花 145斤
畑 租		※	年貢反布
一、白上布	七百九拾疋	1, 白上布	790疋
一、白中布	五拾五反	1, 白中布	55反
一、白下布	貳百九拾四反	1, 白下布	294反
一、貳拾柵紺地細上布	百反	1, 20升紺細上布	100反
一、拾八柵紺地細上布	参拾反	1, 18升紺細上布	30反
一、拾七柵紺地細上布	千壺反	1, 17升紺細上布	1001反
一、拾七柵白細上布	百八拾貳反	1, 17升白細上布	182反
一、白縮布	拾反	1, 白縮布	10反
一、白木綿布	百六拾八反	1, 白木綿布	168反

蔵元では3月5日までに各村男女の「取締位帳」を作成。

これに基づき、年貢粟の場合は、3月20日までに「各村の割付帳」を作成し、今年度分の「割付手形」を4月5日までに発行した。各村番所では3月1日までに村内の正男女と1村限りの免除者を調べ「差分位帳」を作成し、蔵元から「割付手形」を受けると4月10日までに「割付帳」を作成して5日以内に各戸別に告知書を交付した。告知は板札を以て行い粟の穀数は絵形を記載して交付した。因みに年貢粟の納期は、春立船(4月)・仲立船(5月)・後立船(6月)に積み込む日までである。

※〔明治26年、年貢粟の割付の例〕

定額年貢粟1939石9斗5升5合。

ランク	村位・人位	正人士族男	正人平民男	合計	賦課率
A	=上村上人	1503人	2290人	=3793人	14部
B	=上村中人・中村上人	442人	564人	=1006人	12部
C	=上村下人・中村中人・下村上人	553人	1147人	=1700人	10部
D	=          中村下人・下村中人	113人	140人	=253人	8部
E	=                  下村下人	48人	78人	=126人	6部
F	=上村・中村・下村の下々人	772人	1202人	=1979人	4部
	合計	士族3431人+平民5426人=8857人			

①最初に総部人を算出する。そのためには各ランクとも正人人口に各ランクの賦課率を掛け、その後で各部人を合計し、総部人を算出する。

$$\begin{aligned} \text{※総部人} &= (3793人 \times 14部) + (1006人 \times 12部) + (1700人 \times 10部) \\ &\quad + (253人 \times 8部) + (126人 \times 6部) + (126人 \times 4部) \\ &= 53102 + 17072 + 17000 + 2024 + 756 + 7916 \\ &= 92870部人 \end{aligned}$$

②次に1部人の年貢負担高を算出する。そのためには総年貢高を総部人(92870部人)で割れば1部人の負担高が算出される。

$$\begin{aligned} \text{※1部人負担高} &= \text{粟}1939石9斗5升5合 \div 92870部人 = 20,8889 \\ &= 2升8勺8才8分9厘 \end{aligned}$$

③次に各村・村位人位負担高を算出する。そのためには1部人負担高に各ランクの賦課率を掛けると、各ランクの個人負担高が算出される。

$$\begin{aligned} A &= 2升8勺8才8分9厘 \times 14部 = 2斗9升2合4勺6才 \\ B &= 2升8勺8才8分9厘 \times 12部 = 2斗5升0合6勺6才 \\ C &= 2升8勺8才8分9厘 \times 10部 = 2斗0升8合8勺9才 \\ D &= 2升8勺8才8分9厘 \times 8部 = 1斗6升7合1勺1才 \\ E &= 2升8勺8才8分9厘 \times 6部 = 1斗2升5合3勺3才 \\ F &= 2升8勺8才8分9厘 \times 4部 = 8升3合5勺5才 \end{aligned}$$

④この各ランクの個人負担高を各村の各ランク人数に掛けると、各村の年貢負担高が算出される。

※東仲宗根村は上村で、明治36年の東仲宗根村の上人男は555人・中人男は38人・下人男は56人・下々人男は198人である。

$$\begin{aligned} \text{上人男} &= 2斗9升2合4勺6才 \times 555人 = 162石3斗1升5合3才 \\ \text{中人男} &= 2斗5升6勺6才 \times 38人 = 9石5斗2升5合8勺 \\ \text{下人男} &= 2斗8合8勺9才 \times 56人 = 11石6斗9升7合8勺4才 \\ \text{下々人} &= 8升3合5勺5才 \times 198人 = 16石5斗4升2合9勺 \end{aligned}$$

合計=200石8升1合8勺4才

従って、明治26年、東仲宗根村には年貢粟200石8升1合8勺4才が割付けられたことになる。

因みに各ランク毎の負担高は

⑤各ランク個人上納高に各ランクの人数を掛けると各ランク負担の上納高が算出される。

A=2斗9升2合4勺6才×3793人=3793人で1109石3斗

B=2斗5升0合6勺6才×1006人=1006人で 252石1斗6升3合

C=2斗0升8合8勺9才×1700人=1700人で 355石1斗1升3合

D=1斗6升7合1勺1才× 253人=253人で 42石2斗7升8合

E=1斗2升5合3勺3才× 126人=126人で 15石7斗9升1合

F= 8升3合5勺5才×1979人=1979人で 165石3斗4升5合

合計・士族平民正人男8857人で粟1939石9斗9升の負担となる。

年貢反布の場合は、蔵元で7月1日までに「各村の割付帳」を作成し、7月中に翌年度分の「割付手形」を各村へ発行した。各村番所では3月1日までに村内の正男女と1村限りの免除者を調べ「差分位帳」を作成しておき、蔵元から「割付手形」を受けると7月中に「割付帳」を作成して3日以内に各戸別に告知書を交付した。告知は板札を以て行い縞形(模様)を記載して交付した。因みに年貢反布の納期は、8月~1月に反布を織り終えると村番所に保管しておき、毎年3月1日から4月15日までに蔵元に納入した。

但し、年貢反布の織製の場合は、

- ①村番所では「割付手形」を受けると、村内の士族正女の3分の2に白上布の総糸を賦課し、平民正女の3分の2に紺細上布・成換反布の総糸を賦課して、糸紡ぎに着手させる。糸紡ぎについては、村役人が時々これを検査し粗製にならないよう注意を与える。
- ②総糸ができると村番所に取り納め、平民分の総糸(紺細上布用)は紺屋に渡し染めさせる。この紺屋は各村に必ず一人づついる。夫賃などを免除して年貢反布の染方を担当させる。染料は各村でこれを準備する。番所の構内に染小屋を設置し、総糸ができると紺屋を毎日ここに通わせて染方に従事させる。
- ③染方が終わると、村役人は平民正女の3分の1に染糸を配付し、紺細上布や成換反布の織方に着手させる。白上布・白中布・白下布の分は士族正女の3分の1に配付し織方に着手させる。この織立ての期間は8・9月から翌年の1月頃まで、基本的には180日間である。
- ④織方に従事する者は、年少の頃から「手叶=ティカナイ」として織女の助手となり、見習いをさせた上、尚、実際に練習をかさね、最も精巧な者のみを選んで役人の見立てでこれを命じる。
- ⑤織方については、紺細上布・白細上布・白縮布の場合は織女が各家で織るのでなく、村番所構内に3・4ヵ所の貢布小屋が設置され、担当の織女・手叶は毎日ここに通って村役人の監督のもと織方に従事する。  
白上布・白中布・白下布の場合は、織女をして各家において織らせ、村役人は時々これ

の検査を行って粗製になることを戒める。

⑥年貢反布が織り上がると村番所に保管しておき、毎年3月1日から4月15日までに蔵元に納入する。

即ち、年貢反布の織製にあたっては、各村において「製糸の分野」「藍染の分野」「織製の分野」の分業制度がとられていた。因みに『貢反布沿革調』（宮古郡教育部會）は、これらの年貢反布の分業工程日数について次のように記している。

1、白上布1疋

製糸の部 糸積日数18日、糸紡日数5日＝計23日

織手の部 貫巻日数1日、布織日数5日、布煮日数1日、布晒日数3日＝計10日

2、白中布1反・白下布1反

製糸の部 糸積日数10日、糸紡日数3日＝計13日

織手の部 貫巻日数1日、布織日数3日、布煮日数1日＝計5日

3、紺細上布1反

製糸の部 糸積日数47日、糸紡日数15日＝計62日

藍染の部 糸繰替日数3日、緋結日数4日、糸染日数7日＝14日

織手の部 貫巻日数2日、布織日数35日＝計37日

4、白細上布1反・白縮布1反

製糸の部 糸積日数36日、糸紡日数8日、糸煮日数1日

織手の部 糸繰替1日、貫巻1日、布織7日、布煮3日、布晒日数8日＝計20日

5、白木綿布1反

製糸の部 木綿花種子取1日、木綿花打1日、糸紡日数7日、糸煮1日＝計10日

織手の部 貫巻日数1日、布織日数3日、布煮日数1日、布晒日数3日＝計8日

これらの年貢粟・年貢反布は、4月に春立船(宰領役人・頭1人)・5月に仲立船(宰領役人・首里大屋子1人)・6月に後立船(宰領役人・与人1人)に積込まれ、南の季節風に乗って琉球へ搬送されて、那覇の宮古の出先機関「宮古蔵」に納入された。

終わりに

小生を含め大方の郷土史研究家が『宮古史伝』『宮古島庶民史』を郷土史入門書として利用してきた。両書とも近世宮古の税制について「人头税」「定額人头税」と表記しており、小生も数年前まで疑問もなく「人头税」「定額人头税」を使用してきたが、しかし、上述の通り多くの史資料が「代懸」「頭懸」「定額人头配賦税」と税制の変遷を示しており、未だ近世史料に「人头税」「定額人头税」の歴史用語を確認することができないでいる。小生自身、歴史用語の「貢租・貢粟・貢布」を「年貢・年貢粟・年貢反布」と理解し易いように置き換えてきたが、やはり歴史用語は大切であり、その時代の用語「代懸・頭懸・定額人头配賦税」の名称に戻す必要があると思う。つまり近世時代の宮古に「公式に人头税制と称する税制」は存在しなかったということである。

(すなかわ げんせい)